**「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し」に対する意見募集**

選挙区調査特別委員会

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　三谷　哲央

　平成２８年５月１６日に設置された選挙区調査特別委員会は、これまでに２７回委員会を開催し、三重県議会議員の選挙区及び定数について、総合的に調査・検討を行ってきました。

今回、これまでの検討経過を県民の皆さんにお示しし、幅広いご意見等をこれからの議論の参考にさせていただきたいと考え、**平成３１年４月に実施される予定の次回三重県議会議員選挙を現行条例定数４５人で実施することの是非等について、ご意見を募集します。**

１　これまでの三重県議会における選挙区及び定数の見直しの経緯

**（１）定数５５人→定数５１人：改正時期　平成１２年３月**

　　情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化する中、三重県議会において、率先して議員の定数削減に取り組み、その姿勢を示すべきであるとの判断のもとに、議員定数を４人減とするとの結論に達しました。

　　伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる県内市部においては、市議会機能等の充実により住民の意見等が、より迅速かつ確実に県、国に伝達されている状況にあること、構成市町村数が複数或いは面積が広大な選挙区においては多様な住民の意見等を県、国の施策に反映させることが難しいという特殊性等を考慮し、人口の多い市から成る選挙区を中心に削減することとしました。

　　議員定数の配分にあたっては（当時の）一票の最大格差２．０７倍（亀山市・鈴鹿郡選挙区－熊野市選挙区）を超えないこととし、津市選挙区、四日市市選挙区、松阪市・飯南郡選挙区、鈴鹿市選挙区の定数を１人削減することとしました。

　　選挙区の見直しについては、（当時において）近い将来市町村合併の推進が予想されるため、合区等の選挙区の変更は行わないこととしました。

**（２）定数５１人→定数５１人：改正時期　平成１８年３月**

　　市町村合併の進展に伴い、選挙区を２４選挙区から１７選挙区に変更しました。議員定数については、当時の三重県議会議員の定数削減率が全国でも上位にあったことから、据え置くこととされました。

　　尾鷲市選挙区及び北牟婁郡選挙区並びに熊野市選挙区及び南牟婁郡選挙区については、それぞれ合区して議員定数を減すべきとの議論もありましたが、広大な面積や多様な住民の意見を反映させることの重要性が考慮され、地域における議員定数は減じられず、合区のみが行われました。

　　分区すべきとの意見が出された津市選挙区については、新市の一体性等が考慮され、分区は行われませんでした。

　　いなべ市及び員弁郡に係る選挙区については、両区域を合わせて長年一つの選挙区であった歴史的な経緯が考慮され、合区された選挙区が設置されました。

　　桑名市及び桑名郡に係る選挙区については、市町村合併に伴い、桑名郡の人口が単独の選挙区を構成できる人数に満たなくなったため、強制的な合区が行われました。

　　伊勢市選挙区及び度会郡選挙区については、度会郡選挙区（人口88,616人）を構成していた３町村（人口37,196人）が伊勢市と合併したことに伴い、伊勢市選挙区の定数が１増され、度会郡選挙区の定数が１減されました。

**（３）定数５１人→定数４５人：改正時期　平成２６年５月**

　　県の総人口が減少する中、北勢地域をはじめとする都市部の人口は微増あるいは横ばいとなっている一方、中山間地域や県南部地域の人口は減少が進んでいることから、拡大した一票の格差の是正を図るため、三重県全体の均衡を考慮し、議員一人当たりの人口の少ない選挙区について定数削減等を実施しました。

　　一票の格差が大きく、逆転現象区（※）である尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区の定数をそれぞれ１人削減しました。

　　上記の定数見直し選挙区は広大な面積を有しており、現行の選挙区で最大面積となる津市選挙区（７１０㎢）より大きい選挙区の設置は控えるべきとのことから、合区は行わないこととしました。

　　議員一人当たり人口を人口が下回っている鳥羽市選挙区は任意合区対象選挙区であり、現状のままでは格差是正が行えないことから、福祉、環境衛生の広域行政等において関係の深い志摩市選挙区と合区したうえで、定数を１人削減し、定数２人としました。

　　平成１２年３月に人口の多い市の選挙区を削減した経緯があり、その際に定数を据え置いた伊勢市選挙区の定数を１人削減しました。

　　これらの選挙区及び定数の見直しにより、一票の格差（平成２７年国勢調査ベース）は２．９３から１．６６に縮小しました。

　　なお、附帯事項として「今後の国勢調査の結果等これからの人口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、改選された議員の下でも引き続いて一票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方の検証等を行っていく必要があること」と「県議会議員は、各選挙区から選出されますが、それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対しては、当該選挙区選出議員はもちろんのこと、すべての議員が県の課題であることを十分に認識し、自身の資質の向上を図り、三重県議会議員として自覚と責任を持って対応していくこと」を決定しました。

　　改正された条例は平成２７年５月１日以降の一般選挙から適用することとしたため、平成２７年４月の一般選挙で選出された県議会議員数は５１人となっています（そのうち３人が任期途中で辞職）。

※逆転現象区

　選挙区間で、選挙区人口が少ない選挙区の方が、定数が多いという、逆転現象が起きている選挙区のこと

**（４）現在の選挙区調査特別委員会での議論**

　　定数４５人に条例が改正された際に、国勢調査の結果等これからの人口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、引き続き一票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方等の検証等を行っていく必要があること等が附帯事項として申し添えられていること等を踏まえ、平成２８年５月に選挙区調査特別委員会を設置し、改めて、三重県議会の定数及び選挙区についての調査を行ってきました。

　　人口減少地域の活性化と地方創生をすすめる観点から、現行条例への改正で合区や定数減となった選挙区の扱いについてを中心に議論が重ねられ、平成２９年５月１５日には県南部を中心に定数を４人増する案が、当時の正副委員長から委員会に諮られましたが、合意には至らず、現在まで検討を続けています。

２　意見募集の期間

平成２９年９月２２日（金）８：３０から１０月２０日（金）１７：１５まで　　　　（必着）

３　資料について

（１）下記の資料（別添）をご覧ください。

　　　・【資料１】　　　　三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し経過一覧表

・【資料２－１】　　三重県議会議員の選挙区と定数（現行条例）

・【資料２－２】　　三重県議会議員の選挙区と定数（条例改正前）

・【資料３】　　　　三重県議会選挙区調査特別委員会における検討経過

（２）同様の印刷物を次の場所においても配付いたします。

・三重県議会議事堂受付（三重県議会議事堂１階）

・三重県議会事務局　　（三重県議会議事堂２階）

　　　・各三重県庁舎（桑名地域防災総合事務所、四日市地域防災総合事務所、鈴鹿地域防災総合事務所、津地域防災総合事務所、松阪地域防災総合事務所、南勢志摩地域活性化局、志摩建設事務所、伊賀地域防災総合事務所、紀北地域活性化局、紀南地域活性化局）

４　ご意見の提出方法

（１）意見記入用紙（別添）に名前、住所、連絡先（電話番号等）及びご意見を記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、下記の　　　「７　意見募集回答の提出及び問合せ先」まで、送付ください。

（２）ご意見の提出は、意見記入用紙（別添）のほか、任意様式でも結構です。

なお、任意様式の場合は、表題に「三重県議会議員の選挙区および定数の見直しに対する意見」と明記のうえ、名前、住所、連絡先（電話番号等）及びご意見を記入ください。

（３）電話及び口頭によるご回答はお受けいたしかねますので、ご了承ください。

５　提出いただいたご意見の取扱い

提出いただいたご意見は、これからの議論の参考とさせていただくとともに、集計結果と概要、記入いただいたご意見に対する考え方について、後日、三重県議会のホームページにおいて公表いたします。

なお、ご意見をいただいたご本人への個別の回答等はいたしませんので、ご了承ください。

６　個人情報等の取扱い

ご記入いただきました内容は、この意見募集に関する業務のみで使用することとし、住所、名前、連絡先等の個人情報については、三重県個人情報保護条例に従って適正に管理し、公表はいたしません。また、提出されたご回答で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部は公表いたしません。

７　意見募集回答の提出及び問合せ先

三重県議会事務局　企画法務課

〒514-8570　津市広明町１３番地

電　話 ： 059-224-2879

ＦＡＸ ： 059-229-1931

電子メール ： gikaik@pref.mie.jp

※委員会の会議録と中継録画はこちらからご確認ください。

　平成28年度会議録リンク：<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/000181116.htm>

　平成29年度会議録リンク：<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/000181116_00001.htm>

　平成28年度中継録画リンク：<http://www.pref.mie.lg.jp/GIKAI/16nendo_senkyoku.htm>

　平成29年度中継録画リンク：<http://www.pref.mie.lg.jp/GIKAI/16nendo_senkyoku_00001.htm>

※ご提出はこの用紙のみで結構です

【提出先】 （郵　送） 〒５１４－８５７０　津市広明町１３

三重県議会事務局 企画法務課

（ファクシミリ）　　０５９－２２９－１９３１

（電子メール）　[gikaik@pref.mie.jp](mailto:　kanko@pref.mie.jp)

【締　切】　平成２９年１０月２０日（金）１７：１５　必着

|  |  |
| --- | --- |
| お名前 |  |
| 住所 |  |
| 連絡先（電話番号等） |  |

【ご意見】

１　　平成３１年４月の県議会議員選挙は、資料２－１のとおり、現行条例（定数４５人）で実施すべきと思われますか？

　Ａ　は　い（３．の設問にお進みください）

Ｂ　いいえ

２　　１の設問で「Ｂ　いいえ」を選ばれた理由にあてはまるものを下記の中から選んでください（複数選択可。回答後、３．の設問にお進みください）

　Ａ　総定数が多い　　　　　　　　　　Ｂ　総定数が少ない

Ｃ　合区が行われている　　　　　　　Ｄ　一人区が増えている

Ｅ　南部地域の定数減が多い

３　　定数・選挙区など県議会議員選挙のあり方について、ご意見がありましたら下段にご記入ください。

* 記入欄が不足する場合は適宜追加して下さい